



JASDAQ

平成 26 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマツトそよ風
代表取締役名	代表取締役社長 平家 伸吾 (JASDAQ・コード9707)
問い合わせ先	執行役員 管理本部長 寺坂 淳
電話番号	03 (5413) 8228

### 株主代表訴訟の判決に関するお知らせ

平成 25 年 9 月 17 日付け「株主代表訴訟に関するお知らせ」及び同年 10 月 16 日付け「株主代表訴訟への補助参加に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、当社元監査役及び元取締役並びに現取締役（以下併せて「当社元監査役等」といいます。）を被告として東京地方裁判所に提起された株主代表訴訟（以下「本件代表訴訟」といいます。）に、当社元監査役等の側に補助参加しておりましたが、本日、同裁判所より、当社元監査役等の法的責任を全て否定する全面的勝訴判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟及び判決に至るまでの経緯

当社は、当社元代表取締役社長である神成裕氏（以下「神成氏」といいます。）及び当社元取締役である内田喜朗氏（以下「内田氏」といいます。）に対し、株式会社ファイティング・ブル・インベストメント発行の社債（以下「本件社債」といいます。）を引き受けたことに関して当社に生じた損害約35億円の一部につき、取締役の善管注意義務・忠実義務に違反する任務懈怠を理由として、損害賠償請求訴訟をそれぞれ提起していました。当該各訴訟では、当社の全面的勝訴が確定しております。なお、当社が請求対象としなかった上記損害の残額については、神成氏及び内田氏に対し、当社株主より株主代表訴訟が提起され、請求を全面的に認める判決が言い渡され確定するに至っております。

他方で、平成25年9月17日付け「株主代表訴訟に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社株主（上記の神成氏及び内田氏に対する株主代表訴訟を提起した株主とは別の株主です。）より、当社元監査役等に対し、監査役としての監視義務違反を理由として、また、当社元取締役及び現取締役に対し、取締役の善管注意義務及び忠実義務違反を理由として、本件社債引受けに関して当社が被った損害の賠償を請求する本件代表訴訟が提起されました。

これに対し、当社は、同年 10 月 16 日付け「株主代表訴訟への補助参加に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本件社債引受けによる損害は、神成氏及び内田氏が取締役会に諮ることなく、独断で行ったことにより発生したものであり、他の役員に法的責任はないものと判断していたため、本件代表訴訟において、被告となった当

社元監査役等の側に補助参加しておりました。

そして、本日、東京地方裁判所より、本件社債引受けに関し、被告となった当社元監査役等が監査役又は取締役としての任務を怠ったということとはできないとして、原告である当社株主の請求を全て棄却する判決が言い渡されました。当社の判断したとおり、本件社債に関する当社元監査役等の法的責任を全て否定するもので、全面的勝訴判決といえます。

2. 判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 26 年 8 月 29 日

3. 判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

今回の判決に対する原告である当社株主の対応は明確に示されておりませんが、当社株主より控訴された場合には、引き続き適切に対応して参ります。

以 上